

京都市土地境界証明実費徴収要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市公有財産規則（以下「規則」という。）第15条に規定する境界証明に係る実費（以下「実費」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(道路法による道路の区域内及び準用河川の区域内の財産への適用)

第2条 道路法による道路の区域内に存する市有財産及び京都市里道及び水路等境界明示事務処理要領（以下「要領」という。）第17条に規定する財産の境界証明は、本要綱を適用し、実費を徴収する。

(根拠)

第3条 市長は、規則第15条の規定による土地境界証明申請書（以下「申請書」という。）の提出があった場合、申請書の受理をもって契約が締結されたものとみなし、次条に定める金額を徴収する。

(実費の額)

第4条 実費の額は、1枚350円とする。

2 実費は、申請書の受理の際に徴収する。

(実費の免除)

第5条 要領第16条第1項第2号に該当する者にあつては、実費を徴収しない。

(実費の還付)

第6条 既納の実費は、還付しない。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年4月に譲与を受けずに財務省所管の国有財産となったものにあつては、近畿財務局京都財務事務所長通知（平成17年2月21日付京財管第645号）に基づき、要領第12条に規定する境界証明は、本要綱を適用し、実費を徴収する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成17年4月に本市が国から譲与を受けず、財務省所管の国有財産となった国土交通省財産のうち、境界確定されているものにあつては、近畿財務局京都財務事務所長通知（平成17年2月21日付京財管第645号）に基づき、要領第16条に規定する境界証明は、本要綱を適用し、実費を徴収する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 平成17年4月に本市が国から譲与を受けず、財務省所管の国有財産となった国土交通省財産のうち、境界確定されているものにあつては、近畿財務局京都財務事務所長通知（平成17年2月21日付京財管第645号）に基づき、要領第16条に規定する境界証明は、本要綱を適用し、実費を徴収する。